

会 議 録 (概要)

会議の名称	令和2年度 第2回佐渡市行政改革推進委員会
開催日時	令和2年10月23日(金) 9:30~15:00
場所	佐渡市役所大会議室
会議内容	1 開会 2 市長挨拶 3 諮問書の手交 4 概要説明 5 議事 1) 令和2年度佐渡市事業レビュー 2) その他(次回、委員会開催日について) 6 閉会
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	≪行政改革推進委員≫ (7名) ・会長          西川 祐一 ・職務代理      齋藤 美佐枝 ・アドバイザー 南島 和久 ・委員          川島 敏秀、安藤 信義、小林 真志、本間 美華  ≪市役所≫ (9名) ・佐渡市副市長 伊貝 秀一(※市長代理) ・子ども若者課長 大屋 広幸、子育て支援係長 余湖 雅美 ・地域振興課長 岩崎 洋昭、商工・雇用推進室長 木下 和重 ・社会福祉課長 市橋 法子、社会福祉課長補佐 知本 政則 ・高齢福祉課長 吉川 明、 高齢福祉課長補佐 小林 洋  ≪事務局≫ (4名) ・企画課長          猪股 雄司 企画課長補佐      中川 祐二 企画課行革推進係長 椎 俊介 企画課行革推進係主事 菊池 勇司
会議資料	別紙のとおり
傍聴人の数	1名
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
猪股課長	1 開会 (開会宣言)
伊貝副市長	2 挨拶 (挨拶)
	3 諮問書の手交 (令和2年度諮問事項について、伊貝副市長から西川会長へ諮問書を手交)
椎係長	4 概要説明 (事業レビューの実施について、【資料 No.1】に沿って説明)
中川課長補佐	(事業レビューの実施について、補足説明)
南島アドバイザー	(事業レビューの実施について、補足説明)
	5 議事1) 令和2年度佐渡市事業レビュー
	【子育てエンジョイカード事業（子育て支援対策事業）】（子ども若者課）
大屋課長	<事業説明>
	・当事業は平成19年度に開始し、18歳以下の子どもを養育する保護者に対し、協賛企業からの割引サービスその他の便宜の供与を受けることができる「子育てエンジョイカード」を交付することにより、子育てする保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、「子どもは社会の宝物」という認識を地域全体で共有することを目的としている。
	・市内の協賛店でカードを提示することで、割引やポイントの付与、粗品の進呈等のサービスを受けることができるものであるが、サービス内容については協賛店が独自に設定し、サービスに係る費用は自ら負担する制度となっている。
	・事業開始当初は3人以上の子どもを養育する保護者を対象とした「多子世帯への支援」を目的とするものであった。その後、平成24年度に対象児童数を2人以上に、平成28年度には1人以上に要件が緩和され現在に至っている。
	・事業の目的については、先ほど申し上げた「子育て家庭の支援」であるが、その中に「地域商店の利用促進」という側面もある。事業スタート時点の協賛店数は49店であったが、この10年間については60店舗前後で推移しており令和2年9月末時点では65店舗となっている。
	・今ほど人数（要件）の変遷について説明したが、申請方法についても事業開始当初は多子世帯からの申請によりカードを交付するというスタイルであり、その形は平成30年度まで継続された。平成31年度より申請制度を廃止し、18歳未満の子どものいる家庭に有効期限付きのカードを一斉交付するスタイルに変更している。
	・それ以降は出生時にカードを交付し、有効期限は子どもが18歳に到達する年とし、令和元年度は3,988枚のカードを交付している。
	・協賛店へのメリットとしては、子育て支援に協力していることがイメージアッ

- プに繋がるといった宣伝効果や、市 HP での取り組みの紹介等がある。
- ・当事業について、課題の把握のために平成 29 年度に利用者のアンケートをとりまとめている。アンケート結果について、1 点目は「サービスに魅力を感じない」との声が寄せられている。協賛店の企業努力を頼みとする制度であるため、サービスの拡大には限界があると感じている。
  - ・2 点目は「利用したい店舗が少ない」また「大型店を利用したい」という声がある。大型店については既に独自のサービスを確立しており、「協賛店加入のメリットを感じない」といった理由や、フランチャイズ店舗であり「店舗毎の加入が難しい」との理由から加入へのハードルは高く、大型店の協賛獲得は難しい状況であると分析している。
  - ・3 点目は、利用者から「カードを持ち歩かない」との意見があった。独自サービスを導入している大型店が協賛店になった場合、サービスの併用を不可とする場合がある。この場合、サービス内容が同じであれば、利用者はスマホアプリ等が充実している大型店側のサービスを利用すると分析している。
  - ・また、平成 31 年度には協賛店にもアンケートを実施している。寄せられた声として、1 点目は「個人商店にはなかなか若い人が来店せず効果がない」というものである。地域商店の利用促進が目的の 1 つではあるが、現状、その目的に寄与する事業とはなっていない。
  - ・2 点目は「店舗側から訊ねないとカードの提示がない場合が多い」とのことである。利用者からは「店側からの問いかけがない」との声もあり、お互いに積極的な声掛け・利用の意識が低いと捉えている。
  - ・また、「商店側の負担のみでは限界を感じる」との声があり、地域の商店街が疲弊する中で、当初のサービス内容を維持できずに内容を変更した店舗もあり、協賛店から抜けた店舗もあった。
  - ・行政の立場で考えた問題点については、1 点目は、利用実態が掴めないため費用対効果が図れないという点である。カードの交付は市が行い、サービスの提供は協賛店が担っており、サービスは協賛店が独自に設定した上で費用を負担するという制度となっているため、費用対効果や対象とする子育て家庭への影響・経済効果等を分析できるような制度となっていないという課題がある。
  - ・また、対象（要件）を拡大したため、当初の目的が曖昧となっているという問題もある。対象の拡大については、カードの利用促進が目的であったと考えられるが、拡大による効果が不明であり、かつ、商店での利用促進にも寄与しているとは言い難い状況であると分析している。
  - ・今後の方向性としては、当事業のサービスも店舗独自のサービスについても、企業努力という点において変わらないのであれば、行政が実施すべき事業とは言い難いのではないかと考えている。令和 3 年度については、子育て支援を様々な角度から見直す必要があると考えており、今求められるサービスが何かを精査し、当事業も含めて全体的な見直しを進めるべきと考えている。

<委員からの意見>

南島アドバイザー	・まず伺いたいのは、当事業は地域で子育てを支援することを目的とするものである。要件を緩和したとのことであるが、初期設定としては多子世帯のお子さん
大屋課長	・地域との関係をきちっと繋ぐための事業であったということか。
南島アドバイザー	・おっしゃるとおりである。
大屋課長	・当事業には子育て世代の負担軽減という目的があり、担当課は子育て支援対策事業と位置付けているので、子育て支援がメインとなることは理解するが、コミュニティを作ることと子育てを個別に支援することの優先順位はどちらが上と考えているのか。
南島アドバイザー	・子育ての支援をメインと考えている。
大屋課長	・行政が子育て世代を個別に支援する形になれば「事業としては了」と判断していたということである。そうすると、最初のコンセプトである「地域で子育てを支援する」という部分はどうなってしまったのか。個別の世帯を支援しようとするのか、地域を育てようとしているのか。その優先順位関係について補足説明をお願いしたい。
南島アドバイザー	・事業の実施要綱の書きぶりについては、まずは「子育てを行う保護者の経済的な負担の軽減」が1番目である。次いで、地域全体で子育て支援を共有するということを考えていた。したがって、まずは負担軽減という個人の支援の部分を考えていた。
大屋課長	・色々な事業を実施していると思うが、負担軽減に資する事業としては当事業以外にはどのようなものがあるのか。
南島アドバイザー	・保育の無償化、子ども医療の助成等である。
大屋課長	・これまでに、「トータル的に子育て支援の環境が整っているのか」という視点で事業を検証したことはあるか。他課の事業も含め、特に多子世帯を支える事業としては市役所全体でどのくらいのボリュームがあり、どのくらいの利用があるのかということを確認したことはあるか。
南島アドバイザー	・検証したことはない。
大屋課長	・承知した。
川島委員	・平成19年度にこの制度を開始する時、国からこのような事業を始めるような通達があったのか。それとも、商店街からこのような制度を事業化するような申し出があったのか。
大屋課長	・国の施策の1つである。
川島委員	・そうかと思う。
大屋課長	・他の自治体の協賛店を調べると佐渡市とは様子が異なるようである。佐渡市の加入店は個人商店が多く、「商品の5%割引」というようなサービスが多いが他の自治体では飲食店が多くサービス内容も少し違うようである。
大屋課長	・飲食店はキッズスペースを設けるなどして子どもを遊ばせるようなサービスを提供しており、その間に両親は同様の子育て環境にある人たちと飲食しながらディスカッションをすることができるような協賛店が多い。佐渡市はスタート時の制度設計を間違えたのではないかという気がしているが、いかがか。
大屋課長	・他の自治体と比較すると、佐渡市の協賛店のサービス内容は「ポイントが2倍」

川島委員	<p>や「飲み物をサービスする」といった部分のみであり、キッズスペースや母親たちの集まる場の提供ということはせずに事業を進めてきたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もう1点。「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」の「ニーズ調査の結果概要」を見ると、現在の子育てエンジョイカードは、認知度は高いが利用者の評価はあまり高くない。同様に、重点を置いているはずの子育て支援センターや学童保育についても認知度は高いがアンケートの評価は高くない。ここはやはり、佐渡市の子育て政策そのものの内容を利用者が実感できるように充実しなければならないのではないか。内容が少し不十分ではないかという気がするが、いかがか。</li> </ul>
大屋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業の周知については不十分だったかも知れない。学童保育については、近年利用者数も伸びており周知もなされていると考えている。子育て支援センターについても、イベントの開催や場所の移転等を考えており、充実を図ってきたと思っている。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターについては、色々と充実を図っていることについては承知している。当事業については、認知度や利用度についてはアンケートで把握しているとのことだが、子ども若者課として関わりのある団体等があれば、そういった方々の声も収集できるのではないのか。</li> </ul>
大屋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度のアンケートについては保育園を通じて実施している。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業に係る事務経費や人件費も含めた費用対効果についてはどのように分析しているのか。</li> </ul>
大屋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果について、これまではそれを捉える数値がなかった。アンケートにより市民の声を拾うだけであった。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その課題について、当事業については掘り下げて考えるべきである。企業の地域貢献活動に頼る制度ではあるが、その点に立って考えれば、むしろ当事業については行政が本当に実施すべき事業であるのかという疑念はなかったのか。先ほどの説明では、そういった議論もあったような口ぶりであった。</li> </ul>
大屋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部で議論したことはあるが、そこはやはり行政が実施すべき事業であるとして今まで継続している。</li> </ul>
齋藤職務代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度のアンケートについて、市HP等に掲載されていれば私の勉強不足ということで申し訳ないが、例えば100人にアンケートを配布したとしてそのうち何人が当事業を利用したのかを知りたい。「よく利用する人」「たまに利用する人」「ほとんど利用しない人」「1回も利用しない人」というデータがあれば教えていただきたい。</li> </ul>
大屋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各保育園へのアンケートについては、282件配布し全件回収している。この中で利用しているという係数については129件(46%)である。</li> </ul>
齋藤職務代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承知した。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本間委員については、当事業における子育て世帯に該当すると思うが当事業についてはご存知か。</li> </ul>
本間委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業についてはカードを交付いただいております、お財布に入れている。いつも利用したいという気持ちはあるが、使えるお店と使えないお店がまったく分か</li> </ul>

<p>大屋課長</p>	<p>らない。使えるお店に目印があれば会計の時に提示するが、一覧表についても各自が持っていなければならないという部分もデメリットと思う。市 HP では、協賛店に掲げられる幟も紹介されているが、実際に見かけることがなく、幟の製作費用やカードの発行費用が無駄になっているのかなという気がしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発想の転換も必要と思う。カードではなく QR コードの方が若者世代には身近であり、当事業を継続するのであればそのような転換も必要と思う。</li> <li>・今のご意見について、店舗側には加入店のステッカーを貼っていただくよう配布しているが、年月が経過して剥がれているようなこともあり、そのまま放置されていたケースもある。今後、事業継続していくという視点に立って考えることとなれば改善したいと思う。</li> </ul>
<p>本間委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もう 1 点。会社を経営している立場からすると、当事業の費用負担については企業任せとのことであるが、佐渡市が実施する事業であれば、費用の補填は必要であり、企業から補てん分を申請する制度とすれば佐渡市も現状把握が可能になるのではないかと考える。</li> </ul>
<p>大屋課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見いただき感謝申し上げます。</li> <li>・先ほどの会長のご指摘のとおり、行政が実施すべき事業か否かの検討について、今までは市が実施すべきと考えて事業継続してきた。また、それについては、行政が店舗側へ補助金を出すことが本当に社会貢献に繋がるのかについても検討材料として俎上に載っていたようである。今のご意見についても、1 つの声として今後考えていく必要があると感じている。</li> </ul>
<p>西川会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今のご意見については、実際に前向きな提案だと思う。しかし、現実的には、事業としてどの課が所管すべきなのかという問題もあり、そのあたりについては庁内において踏み込んだ論議をしていただきたいと思う。</li> <li>・佐渡市が助成金を出して地域貢献のための購買意欲の向上を図ろうとすることについては、果たして子ども若者課が所管すべき事業なのかという疑問がある。そのあたりを総合的に検討するのであれば、子ども若者課内のみで検討するのではなく、他課も含めて横断的に検討する必要があると思う。考慮いただきたい。</li> </ul>
<p>川島委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街にとっては、「自分たちの商店街はこうやって子育て支援を一生懸命している」ということは大きな PR ポイントになると思う。その意味では、商工会がもう少しこの事業に関わるべきではないかと思う。しかし、商工会に聞けば、現在の地元商店はそのような経済的な余裕もないという声を何人かから聞いている。</li> <li>・平成 19 年当時であれば、商工会もある程度協力しようという気持ちはあったのかも知れないが、今となっては現実問題として厳しいのかなと思う。</li> </ul>
<p>大屋課長 南島アドバイザー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受け止め方は私どもも同じである。</li> <li>・2 点ほどお聞きしたいことがある。1 点目は、そもそも当事業について廃止のご提案をされている形となっているが、多子世帯を含めた支援をどのようにす</li> </ul>

大屋課長	<p>るのかということ、地域との結びつけをどうするのかということについて、新たな事業を考えているのかということが1点。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もう1点は、事業を廃止する際にはご協力いただいている65店舗にご意見を伺わない訳にはいかないと思う。あるいは3,988枚のカードを発行しているのであり、その方々には「18歳になるまでサービスを担保します」といってカードを交付しているので、そちら側のご意見も伺わなければならない訳である。</li> <li>・そこは丁寧に行わなければならないと思うが準備はしているのか。</li> <li>・後段の部分から回答するが、事業の廃止に伴う店舗・保護者への説明についてはご指摘のとおりである。どのように説明するかについてはまだ協議の段階ではない。丁寧な説明は必要であり、来年度すぐに廃止というようなことは考えていない。</li> <li>・他の支援策については、これから予算措置に向けて協議し全体的な見直しをしなければならないと考えている。具体的な考えについては今のところ持ち合わせていない。</li> </ul>
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しの際には新しい事業も検討すると思うが、その際にさらに2点申し上げたい。</li> <li>・1点目は、先ほども申し上げたが、佐渡市役所内の子育て支援の全体像やボリュームを把握した上でご検討いただきたいということである。</li> <li>・それから、「結婚・妊娠・出産・子育てまでの一貫した取り組み」と、よく言われる中で、出生率については国では1.8人と言っているが、佐渡市には人口ビジョン等に基づいた基準があるので、その中で何が重要かということを広い視野の中でご検討いただきたいと申し上げたい。</li> </ul>
大屋課長 小林委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の意見を真摯に受け止めて検討して参りたい。</li> <li>・アンケートを実施されたということであるが、協賛店のサービス内容が実際の子育て世代が必要とするサービスとして受け入れられているかについては調査しているのか。例えば利用者目線において「このようなサービスがあるとよい」というような意見収集である。</li> </ul>
余湖係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度のアンケートについては保護者の自由意見も収集している。その中で多かった意見としては、「サービス自体はよいものであるが、利用できる店舗が希望している店舗ではない」とか、「事業自体ではなく、サービス内容の改善」という意見が大多数であった。</li> </ul>
小林委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際にサービスを提供している店舗が、求めるサービスを提供する店舗ではないという意味か。</li> </ul>
余湖係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおりである。</li> </ul>
小林委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今ある協賛店の中で「こういうサービスがあるとよい」という意見はなかったのか。</li> </ul>
余湖係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やはり「大型店を希望する」という意見や、「普段子どもたちが利用している店舗が協賛店になっていない」という意見が多かった。</li> </ul>
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほども申し上げたように、「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」の「ニー</li> </ul>

<p>西川会長</p>	<p>ズ調査結果概要」を見ると当事業に対する評価は 50%前後のようである。その他にも、子育て支援センターや学童保育についても低い評価となっている。ファミリーサポートセンターはもっと低い評価である。子ども若者相談センターについても評価が低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの結果を見ると、子ども若者課が一生懸命子育て支援施策を展開しようとしているその計画の内容が、子育て世代にしっかりと届いていないのではないかと気がしている。計画の内容が、子育て世代のニーズを反映していないのではないかと感じるのである。そこに子ども若者課の本来すべきことがあるのではないかと考える。</li> <li>今のご意見については、事前の論点整理においても担当課にお伝えしている内容ではないため、もちろん担当課としてもお考えはあるかと思うがこの場で回答を求めるものではない。川島委員からのコメントとして受け止めていただきたい。</li> </ul>								
<p>大屋課長 南島アドバイザー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見として承った。</li> <li>逆に、担当課として本日の議論の中で言い足りない部分や補足すべき点があればお願いしたい。</li> </ul>								
<p>大屋課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先ほどからご指摘いただいているように、当事業については行政が実施すべきか民間が実施すべきか、子ども若者課が実施すべきか、それとも企業支援という側面においた他課が実施すべきであるのかという点について、もう少し庁内において議論していきたい。</li> </ul>								
<p>南島アドバイザー 大屋課長 南島アドバイザー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「他課」は、商工関係のセクションが所管した方がよいという事か。</li> <li>そのとおりである。</li> <li>そうすると、多子世帯の負担軽減という位置づけではなくて、商工会の支援あるいは活性化策に位置付け直すということかと思う。</li> </ul>								
<p>大屋課長 南島アドバイザー 西川会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>そのあたりについて議論したい。</li> <li>承知した。</li> <li>当事業が子育て支援事業であるのか、そして官が担うべきか民が担うべきか、子ども若者課のみでなく関係課も含めて幅広く議論していくということによいか。</li> </ul>								
<p>大屋課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>そのとおりである。</li> </ul>								
<p>南島アドバイザー</p>	<p>&lt;集計結果の報告&gt;</p> <table border="1" data-bbox="466 1682 986 1881"> <tr> <td>現状通り</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業内容の一部改善</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>事業全体の抜本的な見直し</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>廃止</td> <td>3</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員の皆様のコメントを見ると、恐らく、担当課の説明を聞いた中で、事業そのものの意義については「応援したい」という意見もあったのだと思う。担当課が廃止の意向であったので、その意向を尊重したという意見もあった中で評価が分かれたものである。</li> </ul>	現状通り	-	事業内容の一部改善	3	事業全体の抜本的な見直し	1	廃止	3
現状通り	-								
事業内容の一部改善	3								
事業全体の抜本的な見直し	1								
廃止	3								



<p>岩崎課長</p>	<p>【キャリアアップ支援事業補助金（雇用促進の支援事業）】（地域振興課）</p> <p>&lt;事業説明&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業については平成 29 年度に開始している。</li> <li>・背景としては、平成 27 年度の国勢調査を受け、市内の就業者のうち非正規雇用者が約 3 割を占める佐渡市の現状に鑑み、企業が雇用している非正規雇用者を正規雇用者へ転換することを促進することにより、労働者の労働条件の改善や所得を増加させることを目的として事業設計したものである。</li> <li>・キャリアアップ助成金については、もともと平成 27 年度に国の制度としてスタートしており、その後、国では平成 28 年 1 月に「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定し、キャリアアップ助成金の活用促進については重要な取り組みと位置付けている。</li> <li>・佐渡市としても国が重視するこの取り組みと連動し、具体的には国の支給決定を受けることを支給決定の条件として、国の取り組みに上乗せ支援することによって事業者の負担を軽減し、雇用環境の充実を図りたいと考えたものである。</li> <li>・今ほど「国と連動」「上乗せ支援」と申し上げたが、国のキャリアアップ助成金にはいくつかのコースがある。佐渡市として上乗せするのは、その中の「正社員化コース」である。</li> <li>・具体的に 1 例ずつ取り上げると、中小企業において非正規雇用者から正規雇用労働者へ転換等した場合に事業所・事業主に労働者 1 人あたり 57 万円支給される制度である。この国の制度について、佐渡市ではさらに 30 万円上乗せするという制度設計としている。30 万円の具体的な根拠については、モデルケースとして 30 代の女性・平均年収 220 万円の場合、事業所が負担する社会保険料（健康保険、厚生年金等）が 1 人あたり 28 万 4 千円と見込まれるので、佐渡市としてこの社会保険料相当分について上乗せするという制度設計としている。</li> <li>・さらに、国の制度への上乗せという観点からは、国の制度は 1 回限りであるが佐渡市については 3 年間までは継続するスキームとなっており、これにより事業者負担の軽減が図られると考えている。</li> <li>・これら事業設計から現在は 4 年が経過している。この間、非正規労働者から正規労働者へ転換した労働者の数は 36 人。事業所ベースでは 10 事業所である。この 10 事業所は、市内の雇用保険適用事業所が約 1,000 あるという状況に鑑みれば非常に少ないと感じている。また、令和元年度単年度目標の 34 名に対し実績は 13 名であった。このような状況から考えると制度設計にあたっての雇用ニーズの検討については精緻な検討が必要であったと考えている。</li> <li>・また、正社員化したケースを分析すると、単なる退職者補充や企業の人手不足解消のために正社員化が行われたといったケースが見られたため、真にキャリアアップが促進されたかということについても改めて検討する必要があると考えている。そうしたことから、本事業については抜本的な見直しが必要にな</li> </ul>
-------------	--

	<p>ってくると思っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに、雇用形態について、労働者は様々な理由によりすべての方が正社員化を望んでいるという訳でもない。雇用環境の充実という観点から考えると、働き方改革に向けた支援ということも必要になってくると思っている。</li> <li>・先般、市長と経済団体の意見交換会が実施されたがその中でも働き方改革が話題となった。特に女性については出産を機に退職せざるを得ないというケースがあると耳にしているので、そういった観点からの支援も検討しなければならないと考えている。また、コロナ禍によりリモートワーク等の勤務形態も変わっている。時代に即した事業所支援も検討する必要があると考えている。</li> <li>・さらに、事業所の業績が良化あるいは回復・安定しなければ雇用状況の改善も見込めないと考えている。現在はコロナ禍への緊急対応として経済対策を実施しているが、来年度予算編成へ向け事業所支援の在り方について改めて検討する必要があると考えている。</li> <li>・このようなことから、当事業については現状を継続するのではなく抜本的な見直しが必要と考えている。</li> </ul> <p>&lt;委員からの意見&gt;</p>
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財源について、「花まる通信簿」を参照すると「その他」がかなりの額を占めている。「その他」とは何か。</li> </ul>
岩崎課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この財源については過疎地域自立促進特別事業基金の繰入金を充当しているものである。</li> </ul>
齋藤職務代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば令和元年度の実績は13名とのことだが、申請数そのものが13件しかなかったのか。それとも「申請数はもっとあったが条件等々に鑑み13件となった」というようなデータはお持ちか。</li> </ul>
木下室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそもの交付の条件が国の支給決定を受けることであるので、申請件数が多数あったのではなく、国の条件に沿ったものが13件ということである。</li> </ul>
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等交付基準において、国・県の補助事業への上乗せについては合理的な理由がない限り認めないとしているが、この合理的な理由についてはどのように説明するのか。</li> </ul>
岩崎課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等交付基準については遵守しなければならないと考えていたが、一方で、雇用の促進についても政策的に考えなければならない課題であったということで、交付率をどのくらいに設定するかについて考えた。冒頭でも説明したとおり、事業所が負担する社会保険料相当分について支援することが政策的にも有効であると判断した上での制度設計である。補助金等交付基準については理解しているが、政策的に社会保険料相当分を支援することによって雇用の促進が図られると判断したものである。</li> </ul>
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その部分について3年間の手当てをするということである。その上で、事業者側の正職員化へのハードルを下げるという理解でよいか。</li> </ul>
岩崎課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおりである。</li> </ul>
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承知した。</li> </ul>

西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業については、どのような企業が実際に利用しているのか。所謂「真水」でどの程度の効果があったのかという分析はなされているのか。</li> </ul>
木下室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に 10 の事業所の利用があった。その中には、協同組合や総合病院、福祉施設、保育園といったものが多かった。一般的な株式会社については 2～3 社程度である。</li> </ul>
西川会長 岩崎課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般企業の利用がなかったことについてはどのように分析しているのか。</li> <li>・今ほど説明したとおり、利用の業種については偏りがある。今年度新規に利用を予定している事業所についても福祉系の事業所が多いということで、一般的な企業の申請は少ないという状況である。</li> <li>・ある程度の周知はしており、市報の他、チラシという形で企業にも配布している。一般企業ということで商工会を通じて配布させていただき、数 10 事業所を訪問しての説明等も実施している。しかしながら申請には至らなかったということである。</li> <li>・明確な理由について詳細な分析には至っていないが、ハローワークの求人情報を見ると、福祉系の求人情報は多いが一般企業については求人も少なく、そうした企業の常用も影響している中で申請にも偏りが生じているため、当事業が佐渡市内全体の雇用の充実に繋がっているのかについては疑問に感じている。</li> </ul>
西川会長 岩崎課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来、補助金とは須らく公平で偏りが生じてはならないと考えている。今ほどの説明で、特定の業種に偏りが生じていることは理解したが、今後、この事業を抜本的に見直す際に今ほどの分析結果をどのように活かすおつもりか。</li> <li>・ご指摘のとおり、公平性の観点から各業種に偏りなく支援しなければならないと考えている。しかし、実際に事業所との対話の中では、「この補助金を活用したい」という声もなかなか聞こえてこないのが実情である。そのような実情に鑑みると、国の事業は国の事業として、佐渡市がそこに上乘せすることによって雇用の増加を図ることについては、事業開始から 4 年が経過するが疑問符が付く思いである。</li> <li>・そうしたことから、雇用の充実に国が事業にキャリアアップ助成金として上乘せするというだけでなく、冒頭で説明したような政策的な部分も必要になってくるかと思う。すぐに廃止するというのもなかなか言いづらい部分であり、段階的に縮小することも考えなければならない。</li> </ul>
西川会長 岩崎課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連して、当事業について、今回は正社員化が対象であるが、例えば、他課においても各々の所管に係るキャリアアップ等に対して助成するような制度が散見される気がしている。そのような縦割り感が充満しているような実態についてはどのようにお考えか。</li> <li>・ご指摘のとおり、1 つの市役所内に似たような制度が複数存在することは問題と感じる。所謂「縦割りの弊害」と思う。そうしたことから、当事業のみでなく、人材確保や有効な雇用施策については庁内で連携すべきと考えている。</li> </ul>
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業は国の助成事業のうち「正社員コース」に上乘せしているとの説明であったが、他にはどのようなコースがあるのか。逆に、別のコースにおいて検討し直す可能性はあるのか。</li> </ul>

<p>岩崎課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国のコースについては、現在佐渡市が上乘せしている他に7コースある。</li> <li>・「賃金規定等改定コース」は、すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成するものである。</li> <li>・「健康診断精度コース」は、有期雇用労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに規定し、述べ4人以上実施した場合に助成するものである。</li> <li>・「賃金規定等共通化コース」は、有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し適用した場合に助成するものである。</li> <li>・「諸手当制度共通化コース」は、有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け適用した場合に助成するものである。</li> <li>・「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」は、労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、雇用する有期雇用労働者等について働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取り組みを実施し、新たに被保険者とした労働者に対して助成するものである。</li> <li>・「短時間労働者労働時間延長コース」は、短時間労働者の週所定の労働時間を延長するとともに処遇の改善を図り、新たに被保険者とした場合に助成するものである。</li> </ul>
<p>川島委員 西川会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討に値するコースはないと理解した。</li> <li>・知人の中小企業の社長等にお聞きしたが、そもそも、最初から正社員で雇用している企業が多いようである。また、ベテラン社員からの研修によってキャリアアップを図っているため、当事業については利用する予定もないとのことであった。当事業の良し悪しではなく、実態がそのようなことである。</li> <li>・国は今年度についても、キャリアアップの助成については重点的に取り組んでいくと示しているが、佐渡市の雇用実態に鑑みた上で、当事業による国への上乗せは継続すべきと考えるのか。それとも、当事業の継続期間や見直し時期という観点からも段階的に縮減し廃止すべきと考えるのか。いかがか。</li> </ul>
<p>岩崎課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始から4年が経過し、当事業によって、一定程度は正社員に転換した労働者がいることは承知している。しかし、当事業の効果として正社員化が進展したとは断言できないと考えている。また、事業所からもさらなる助成を望む声が聞かれないということも現実である。</li> <li>・一方で、冒頭の説明でも申し上げたが、市長と経済団体の意見交換会の中においては、働き方改革への雇用環境への支援という声が聞かれたところであり、それらを総合的に勘案すると、当事業については廃止に向けた段階的な見直し時期に入っているものと考えている。</li> <li>・ただし、当事業については実施要綱上最大3年間の継続支給となっているため、今年度新規に申請された方にとって、来年度すぐに廃止ということは困難な状況であり、その点に配慮すると一定のソフトランディングが必要と考えている。現状のまま継続することは難しいと考えている。</li> </ul>
<p>齋藤職務代理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、敢えて非正規で入社させ、この制度を使用して3年間は助成を受けることは可能か。私が社長であればそういったことを考えるかも知れない。</li> </ul>

<p>南島アドバイザー</p> <p>岩崎課長</p> <p>齋藤職務代理</p> <p>南島アドバイザー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この質問については、担当課へお聞きしたとしても「適正に制度を運用する」としか回答できないので、聞き置いてもよい論点かも知れない。回答できるようにであれば回答いただきたい。</li> <li>・精査をした上での手続きということであり、前提として国のキャリアアップ助成金の支給を受けることが要件となっているため、国が認めたという点を考慮し佐渡市でも決定しているものである。</li> <li>・承知した。</li> </ul>
<p>南島アドバイザー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じような観点からの質問となるが、今のところ佐渡市内において正社員化が充足したと判断できる材料はない訳である。事業の廃止に向けては3年間の継続支援が必要なため、今年度に廃止という決断をしても3年間は事業継続する必要がある、3年後を見据えながらということとなる。新たな総合計画についても策定中ということであり、その中に位置付けていくこととなると、いずれにせよ、この事業は5年程度は継続しなければならないこととなる。</li> <li>・そうすると、まずはニーズの把握がかなり重要となる。正規職員に転換したいという方がどのくらいいるのか等、一定の調査が必要なのではないかという気がしている。もともと正規職員への転換という問題は、主として首都圏や都市部に非正規職員が多いという状況を改善するための働き方改革、そして同一労働・同一賃金というお話であり、佐渡市が同じ状況であるとは言えないのである。国については、都市部と田舎と同じ制度にせざるを得ないので、先ほどご紹介いただいたようなメニューを設定しているのだと思う。</li> <li>・佐渡市のニーズにマッチしているかの調査については、佐渡市が独自に実施しないことには見えない部分であると思う。</li> </ul>
<p>岩崎課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その点について、私どもは制度の周知はしているが、実際のニーズについてはバックデータを持っていないことが実情である。事業所訪問もしているが、ごく一部の事業所である。</li> <li>・そうしたことから、現在、商工会の会員事業所へ向け、毎月、新型コロナウイルスへの影響についてアンケートを実施しているので、項目を追加する等を検討し、そうした事業所の方からのニーズ把握に努めた上で事業の方向性を考えるべきと思う。</li> </ul>
<p>南島アドバイザー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そうすると、「花まる通信簿」の事業の方向性の欄には「様々な働き方や雇用形態が増えている中で、必ずしも正社員化による生活基盤の安定のみが求められているとは言い難い」との記載があるが、今の説明からすると、現状認識は「未精査」ということである。この記載内容についても、今後修正の必要が生じるかも知れないと思いながら説明を伺っていた。</li> <li>・もう1度事実確認に戻るが、当事業の開始年度は平成29年度で終了年度は令和2年度とのことである。終了に向けた準備について、課内においては検討されたとのことであるが、資料を揃えたり整理をしたりしてきた訳ではないとのことなので、いずれにしてもこれまでの取り組みについては総括する必要があると感じている。</li> <li>・主旨だけ申し上げるが、今までいくらの投じた税金と、それによって正規職員</li> </ul>

	<p>へ転換できた人数を除けば、1人当たりの金額まで算出できるということである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね1人あたり70万円を要しながら正規職員へ転換しているということになるかと思う。判別は難しいが追い銭効果もあるとのことなので、それらも加味しながら、ここまでの事業を総括してまとめ、「この事業はこういう意味であった」「課題はこれであった」「改善点はこれがある」といった行政的な整理は必要であると思う。ニーズ調査と併せて申し上げておきたい。</li> </ul>
岩崎課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘いただいたとおり、精緻なニーズ分析に立った現状認識ではなかった。現状の課題の精査についても十分ではなかったと思っている。</li> </ul>
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の分析、さらに、今後のニーズ分析というものを総合的に判断し、事業の方向性についてしっかりと定めて行かなければならないと考えている。</li> <li>・併せて、この事業で達成できたことや積極的にPRできる点もあるかと思うので、その部分も整理の中に含めていただきたい。</li> </ul>
岩崎課長 西川会長 安藤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承知した。</li> <li>・他にご意見・ご質問等あるか。安藤委員はいかがか。</li> <li>・在職中に考えた事業であるので反対意見を出すことが難しい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今ほどの課長からの説明にはなかったが、例えばキャリアアップというメニューを作るために、それを前提として、雇用の促進や労働環境の改善や企業誘致も盛んに実施している。離島は企業が本当に進出しづらい所である。そこに何とか企業を呼び込んで労働環境を改善するということを考えた時に、飛び込んできた企業に、「誘致のための補助金はあるが、キャリアアップの支援は無いのか」と問われた時、市役所としては説明に窮するのである。</li> <li>・私自身、平成29年度に議会へ実績を説明する際に「13名」という人数については、「13名しか」ではなく「この時代に13名も」という説明をした記憶がある。担当課の評価は「縮小」や「抜本的な見直し」であるが、やはり地方に人を誘致するためには、実績が本当に少人数だったとしても、この手の支援を無くしてしまうとそれ限りになってしまう。再度事業を立ち上げることはものすごく大変なことである。</li> <li>・従って、廃止するとしてもすぐに復活できるような要素も残すべきである。すべてを廃止してしまうと、制度設計や議会説明に1~2年を要するのである。そうすると企業の支援が間に合わなくなってしまうのである。</li> <li>・担当課としては苦しいと思うが、私自身は「事業の一部改善」程度に留めるべきと考えている。総合的にこのような事業を組み立てていくその中身については、皆様のご意見のとおり、時代に見合ったものに見直していく必要はあると感じている。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐渡市の様々な支援によって会社を立ち上げることができたということをWebで発信しているIT関連企業がある。当事業を含めてこれらの支援策がまったく役に立たないのではない。しかし、当事業については開始から4年が経過した中で様々な課題についての整理が必要であることには間違いはない。</li> </ul>
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍がリモートワークの推進をもたらしている。その意味においても、企</li> </ul>

<p>西川会長 岩崎課長</p>	<p>業は東京や関東圏に事務所がある必要はない。そういったことで、「田舎へ移住する人達が増えてきている」ということを盛んに TV でも言っている。そうすると、佐渡市において企業誘致に係るいろいろな制度があり、このキャリアアップ制度もその1つであるということは非常に魅力的なはずである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほどから「縮小」という声が聞こえるが、私はそれに反対である。内容をもう少し考えていただきたい。精緻化ばかりを求めるから行き詰まるのである。精緻化ではない企業誘致をして、もう少し企業の活動環境が変わるようなお金の使い方を考えるという方向で抜本的に見直すべきではないかと個人的には考える。</li> <li>・今ほどの川島委員の提案には回答できるか。</li> <li>・市長も来年度にかけての重点施策として企業誘致を打ち出している。それは企業だけではなく移住施策の充実も図るものである。そうした中で、企業の方に佐渡に事務所を移していただくため、或いは新規起業するための施策を考えなければならないと思っているので、当事業の抜本的な見直しを含め、総合的な企業誘致支援策を検討しなければならないと感じている。</li> </ul>
<p>本間委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業は非正規雇用から正規雇用への転換を図るものであるが、企業として最も経費を要するのは採用時である。その部分に対する補助があると企業は助かるのではないか。社会保険料分が補填されることは非常にありがたいことである。</li> </ul>
<p>小林委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私自身の経験も踏まえると、企業が佐渡に営業所を構えるにあたり、単身赴任する場合の居住に対する補助等があるとありがたいと思う。アパートについてはあまり充実しているとは思えず、金額についても本土とさほど変わりのないものと感じている。そういった部分は企業にとっては足かせになるのではないかと思う</li> </ul>
<p>西川会長 岩崎課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員ご自身の実感という観点から貴重なご意見と思う。いかがか。</li> <li>・貴重なご意見であり、感謝申し上げます。</li> <li>・採用時のお話しについては、すべてではないがいくつかの企業からご意見として耳にしている。免許等の資格が必要となる業種があるが、例えば高卒後すぐに採用した場合、資格取得させたいが市外でなければ取得できないといった場合、また、取得に費用を要する場合、佐渡で卒業し佐渡で就職したというケースに限っては手厚い支援が必要なのではないかといった意見がある。採用時については支援が必要と考えている。</li> <li>・また、住まいのお話についても、いくら職場があっても住まいがなければ移住もしていただけない。佐渡市には現在 3,500～3,600 件の空き家があるが、その活用についても移住をしてお住まいいただくということも考えていかなければならない。</li> <li>・そうした諸々の総合的な把握については、やはりニーズの把握ということとなってくるので、そこを踏まえた上で、当事業も含めて真に有効な施策を検討したいと考えている。</li> </ul>
<p>西川会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金については税金を投入する事業であるので、制度設計の前に基礎となる</li> </ul>

データについて把握することが大事である。実態の把握については委員からの意見も踏まえてお願いしたいと思う。

<集計結果の報告>

現状通り	-
事業内容の一部改善	3
事業全体の抜本的な見直し	2
廃止	2

南島アドバイザー

- ・多数派は「事業の一部改善」「事業の抜本的な見直し」に軸足があると思う。
- ・重要なのは中身のコメントであり、委員の皆様のコメントを拝見して共通しているのが、「佐渡市の現状に合わせた施策にフレッシュアップしていただきたい」ということであろうと思う。そのためにニーズの調査が必要であるといったコメントがなされている。
- ・もちろん、先ほど安藤委員からご説明があったが、当初は、企業誘致の観点から言うと、同じ行政サービスのスペックを佐渡市側も持たなければならないのではないかという思いもあったというところもあるので、それとその現状の把握をきちっとしていただく中で調整をしていくということが本日のこの場での議論だったのかなと思う。

西川会長

- ・午後は1時からの再開である。10分前には参集いただきたい。

(昼食休憩)

西川会長

- ・午後の部について再開する。

**【心身障がい者通所費助成金・通院交通費助成金（障がい者外出支援事業）**  
(社会福祉課)

市橋課長

<事業説明>

- ・当事業は障がい者手帳をお持ちの方々が、通所については日中の居場所である通所施設や生活介護施設に通う際の経済的負担の軽減、社会参加を目的に組み立てられている事業である。また、通院については、人工透析等の更生医療等を受けている方、特定疾患等の難病を患い通院される方の経済的負担の軽減を主たる目的として、佐渡市合併以前から取り組んでいた自治体があり、合併後、佐渡市統一の事業として継続してきたものである。
- ・当事業については様々な観点があり、障がい者への経済的負担の軽減、また、社会参加の促進という目的を達成することから、成果指標を立てにくく、達成の有無についても確認しづらいものとなっている。
- ・扶助的要素が強いことから、成果指標をどのように設定すべきかという点において、通所の申請に基づく助成件数を成果指標として取り扱ってきたところである。
- ・金額について、上限・下限の設定はなく、基本的には市内のバス運賃をベース



<p>南島アドバイザー 市橋課長</p>	<p>に、障がい者手帳所持者についてはその金額の 1/2 が軽減されるので、1/2 の個人負担うちさらに 1/2 の金額を補助し、個人負担を 1/4 に設定しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一方で、当事業については、合併後見直しがなされていなかったという経過と、交通政策課等における様々な交通インフラの整備がなされている中で、そういった部分における整合性を図ることなく今日まで至ったという経緯から、今後見直しが必要であろう事業と考えている。</li> <li>・ただ、利用者が利用しやすく、必要な方に届くサービスであることが福祉の前提であるので、そのあたりについては実態に即したものに直す必要があらうと考えている。</li> <li>・例えば通所について、現要綱ではバスで通う方も、自家用車で通う方も、徒歩で通う方もすべて助成の対象としている。その施設に通い、申請さえあれば、その交通費についてバス料金に換算して補助しているのが現状である。県内他自治体の状況を見ると、自家用車で通う方には自動車燃料費の補助をする等の形で決め事をしながら補助を実施している自治体が多くなっていることから、本市としては、交通政策課が取り組む「1 乗車 200 円」という政策があるので、それを引用しながら実態に即した事業に見直すべきであろうということが当課の考え方である。</li> <li>・また、通院についても、人工透析を受けている方は週 2～3 日の通院を要する。当課の所管事業として福祉タクシーの助成事業があり、当然、更生医療を受けている方も支給の対象であるが、遠方の方のタクシー料金は非常に高額であり、週 3 日の人工透析で佐渡病院に通った場合、1～2 箇月程度ですぐに支給額の上限に達してしまう。その補填として交通費を支給するというようなこともしているが、これもバス料金換算である。バスで通う方はほとんどいないであろうと、現在、病院にお願いして調査をしているが、自家用車で通う方が多い中でバス料金換算がよいのか、実態に即した形になっているのか否かを見直しているところである。</li> <li>・当課の見解としては、来年度の予算編成に向けて内容を見直し、予算的には縮小できるものと考えているが、自動車燃料の単価をどの程度に設定すべきかについては関係課と協議している段階であり、可能な限り利用者に届くサービスに見直した上で予算も減額できればと考えている。</li> <li>・その他、当事業については収入等による所得制限等はないので、そういったところも見直しながら現状の利用形態を変更することなくサービス提供が受けられるような制度にしたいということで、当課では見直しを予定している。</li> <li>・事業の概要と、現在検討している実態については以上である。</li> </ul> <p>&lt;委員からの意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和元年度の実績は何ですか」と問われた場合、どのように回答するのか。</li> <li>・実績としては助成件数を挙げることとなる。助成件数については更生医療の件数等を用いており、通院については、助成件数が 1,756 件。助成金額について</li> </ul>
--------------------------	--

南島アドバイザー	<p>は 886 万 2,857 円ということで年々増加もしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所については、助成件数が 1,983 件。助成金額は 727 万 8,809 円である。これも合併当初から年々増額となり件数も増えている。</li> <li>・ということは、「ニーズもあり申請数も増加し、支給実績も増加しているので大事な事業である」という説明となるのか。</li> </ul>
市橋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が日中の居場所に通所し、通院において適切な医療を受けるという意味において必要な事業であるという認識である。</li> </ul>
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院の助成金については必要な助成であると理解するが、先ほどの説明ではタクシー代の補助については相当高額になってしまうとのことであった。実績値については今ほどご説明いただいたが、サービスの受益者にとしてみるとやや均衡を逸している。適正な均衡状態にあるという訳ではないという問題意識をお持ちということか。</li> </ul>
市橋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工透析を受けられる施設は佐渡病院のみである。国中近辺の方はよいが相川地区や南部地区の方々は非常に遠方である。</li> <li>・タクシー助成についても併せて見直すべきという見解を持っているが、そこは平等にすべきと考えている。先ほども申し上げたが自動車燃料費を助成している自治体も県内に多くある。しかし、単価についてはバラつきがあり、佐渡の場合は本土よりもガソリン代が 10 円ほど高価という実態もあり、キロ単位の助成金額をどの程度に設定することが適切なのか、また、実際に自家用車で通院する方やタクシーで通院する方がどの程度いるのかについては実数で 170 名程度であるので、病院と連携しながら実態を把握し平等感のある公平な事業に見直したいと考えている。</li> </ul>
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方向性はよいと思う。</li> <li>・当事業については、平成 15 年度からの事業ということであるが、それ以前はどのようになっていたのか。合併前は 10 箇市町村すべてがこの事業を実施していたのか。或いはもっと病院があった等、背景はどのようなものであったのか。</li> </ul>
市橋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冒頭で、「合併以前から取り組んでいた自治体がある」と説明したが、私の出身の旧新穂村では更生医療については特段交通費の補助というものはなかった。ただ、旧両津市・旧相川町にはそのような制度があり、合併によってその制度を廃止するのではなく、市民サービスを維持するための合併であったので、合併以前は各自治体によって取り組みの有無はあったという認識であるが、合併後は市民が等しく同じサービスを受けられるようになったということである。</li> </ul>
南島アドバイザー 市橋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それは合併協定書に記載されていた話ではないのか。</li> <li>・合併協定書には具体的な個別の事業名の記載はなく、制度の取捨選択等については合併前の個々の事業のワーキンググループにおいて協議された。合併においては「サービスの低下はさせない」ことが基本的な考え方としてあったと思うが、その考え方を維持するという意味での事業推進であったと認識している。</li> </ul>

南島アドバイザー	・「約束に入っていたのか否か」と問われた場合は「入っていなかった」という理解でよいか。
市橋課長	・個々の事業については固有名詞で事細かに記載されていたものではないと認識しているが、市民へのサービスは低下させないという考え方が大本の約束であったので、事業として実施されていたサービスについては、実施自治体の例によって維持することが合併当時の約束事であったと思っている。
南島アドバイザー	・お聞きしても分からない部分かも知れないが、市民サービスの水準を低下させないという約束事は総論としてあったのかも知れないが、他の事業において、実態として切り下げたという実例はあるのか。
市橋課長	・福祉部門においては、10 箇市町村のうち 1 自治体しか実施していなかった事業等については、前述のワーキンググループにおいて協議した経緯はある。しかし、実際に切り下げたか否かの詳細については把握していない。
南島アドバイザー	・新市建設計画に記載されていたか否かについては、いかがか。
市橋課長	・新市建設計画については、基本的にはハード事業をメインと考えているので、個別の事細かな事業については詳細的には記載されていたかたと認識している。
南島アドバイザー	・合併から時間が経過しているので一定の見直しは可能とのことであるが、問題は当事業に終期が設定されておらず、どの時点において見直すのかという単位が設定されていないことである。実際にサービスを受けている側に立つと、場合によっては死活問題となるので、受益者の方を無視して簡単に削減することは難しいかと思う。
市橋課長	・ロードマップはあるのか。要するに事業終了まで5年程度を見立て、そこまでにニーズを把握し、交通政策課と協議するなど、終了する場合のスキームを組み立てておくといったことは考えているのか。
市橋課長	・まず事業本体で考えると、本市の場合、補助金等交付基準において補助金等交付要綱の見直しが3年前に実施され、一定期間（3年間）で事業の見直しを実施することと位置付けられている。
市橋課長	・当事業については扶助的要素が強いため、補助金等交付基準における廃止要件には含まれていないが、見直しの時期については令和3年3月31日を設定しているため、当然、都度都度において当事業は見直すべきものと考えている。
市橋課長	・当課としては、利用される方々の社会参加の促進、経済的負担の軽減を目的としており、事業を廃止するという方向は現段階においては考えていない。今ほど委員のおっしゃった「ロードマップ」というお話については、私どもは次年度の予算に反映すべく、現在、担当者が交通政策課等との協議を進めており、まずはバス運賃について、バスを利用している方については適正にバス運賃を支払えるようにし、自動車燃料費についても他自治体の事例を参考に、次年度から見直せる部分については見直すべく進めている。従って、3～5年後の終期設定について現在は見通していない。
南島アドバイザー	・今の説明で理解した。
南島アドバイザー	・見直しについて、難易度としてはタクシーの方が高いという気がするが、優先

<p>市橋課長 南島アドバイザー 市橋課長</p>	<p>順位としてはバス運賃か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおりである。</li> <li>・バスから見直し、タクシーまでを射程圏内に置いているという理解でよいか。</li> <li>・まずはバスの運賃分について、同じ市内において重複するサービスが同じ利用者に提供されており、平等感が達成されていないという実態が分かったのでこれを見直したい。それに伴い、タクシー券について、更生医療を受給される方々やお住まいの地域によって平等感が損なわれることのないよう見直すということを段階的に考えている。</li> </ul>
<p>南島アドバイザー 市橋課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しかしながら、それは交通政策課が整理すべき課題ではないのか。</li> <li>・住んでいる地域すべてに障がい者施設がある訳ではないので、今必要とされている事業所に通うためにはどうすべきかということについては、私ども障がい福祉部門が検討し、必要な施策として何があるのかという部分を他部門と協力して検討する。今の委員のご意見についてはおっしゃるとおりではあるが、これまでは、部門間においてお互いに投げかけ合うことがなかったため、その部分については、今回を契機としてどのような役割分担で、どのようにしたら市民が利用しやすいサービスになるのかということを考えるべきと思っている。</li> </ul>
<p>南島アドバイザー 西川会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承知した。</li> <li>・民間事業者を通じて交通政策課が実施している制度と重複し、不平等感が発生しているためにこれを見直すという理解でよいか。</li> </ul>
<p>市橋課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在交通政策課が実施している「1乗車200円」という制度について、これまでは当事業に加味していなかった。市民への利便性についてはそちらの制度の方が高いので、交通政策課が見直すというよりは、その制度に合わせて当課が当事業の見直しをするということである。</li> </ul>
<p>西川会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそもの話として、何故このような案件が今になって課題として挙がってきたのか。このような課題については、当初より両課において共有して解決に繋げるべきであったのではないか。</li> <li>・今後、仕事を進めるにあたっては、特に大事な福祉部門を担っていることでもあるので、所謂「縦割りの弊害」のないようお願いしたい。</li> <li>・また、自動車燃料費の距離換算等、事務作業量としても大変な問題である。その問題についても、OA化・IT化等のスマート化の方向が検討できるか等、職員の事務作業の負担を軽減するための工夫も検討いただきたい。</li> </ul>
<p>市橋課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承知した。</li> <li>・例えば通所についても、バスの路線や時間が変更となった都度申請いただくものであるので、職員の事務作業は煩雑であり膨大である。この時代であるのでシステム化を図り、効率的な業務として漏れのないように対応する必要はあると思うので、本日いただいたご指摘も含めて現在の事業を見直し、可能な限り効率的な事業の運行ができるようにしたいと思っている。</li> </ul>
<p>川島委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もっと単純な部分の質問がある。通所支援については「心身障がい者」と記載がある。通院支援については難病の人の例が記載してある。仮に心身障がい者が通院する場合、補助対象となるのか。</li> </ul>

市橋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障がい者だからといって通院支援の該当となることはない。</li> <li>・心身障がい者のリハビリは重要と考えるが、該当とはならないのか。</li> <li>・この場合、心身障がい者は身体障がい者手帳を持っている方、療育手帳を持っている方、精神保健福祉手帳を持っている方である。その方が人工透析を受けられるような疾患を持っている等、特に身体障がいを持っている場合は通院支援の該当となる。</li> <li>・人工透析ではなく、例えば身体障がい者がリハビリをして普通の生活が出来るような訓練をするために通院するというケースは該当となるのか。</li> <li>・今おっしゃられた事例の場合は、身体障がい者手帳を持っていたとしても該当とはならない。</li> <li>・何故か。</li> <li>・身体障がい者のリハビリは訓練として当然のことであるが、そこについては事業発足当初から「対象外」として継続してきた事業である。「何故」という部分については、現段階では議論していない部分である。</li> <li>・以前、地域審議会の委員の頃にこの部分について議論したことがあるが、その時は病院に理学療法士や作業療法士が非常に少なく、要するにリハビリを行う環境がなかったのである。そのような背景もあり、その頃の地域審議会では「理学療法士を採用してリハビリを行う環境を整える必要がある」との提案をしたことがある。そのような経緯を踏まえると、現在は色々な病院においてリハビリを行う環境は整っているの、そういった現状に即し、身体障がい者のリハビリについても該当に含めていただきたい。</li> <li>・今の委員からのご指摘の部分については、ご意見として承らせていただくということが1点。もう1点は、リハビリということとなると、障がいの程度やリハビリが必要な度合いにもよるが介護保険の適用となることが想定される。そうすると、介護保険において助成がなされるため、そちらに該当となる可能性はあるのかなと思う。個々の状況によるものであるので一概には言えないが、そちらの制度をご利用いただく方が、市民にとって利便性が高い場合があると思う。</li> <li>・承知をした。しかしながら、当事業の見直し検討の際には今の部分についても含めていただければと思う。</li> <li>・今年度、障がいの計画を作成する際に色々な市民の方、障がいの当事者の方からもアンケートをいただいております、その中に、今おっしゃられたような具体的な要望事項等も記載があるので、可能な限りそういった声を施策に反映したいと思う。</li> <li>・私が知りたいのは、申請から交付までの流れである。</li> <li>・「誰1人取り残さない福祉」とはよく言われるが、例えば、専属の運転手にロールスロイスを運転させているような方がこれらの制度を利用し、生活に困窮している方が申請漏れによって制度を利用できていないというようなケースがあることを危惧している。</li> <li>・通所については事業所に徹底をお願いしており、通所者の誰1人申請漏れのな</li> </ul>
川島委員	
市橋課長	
川島委員	
市橋課長	
川島委員	
市橋課長	
川島委員	
市橋課長	
齋藤職務代理	
市橋課長	

<p>南島アドバイザー 市橋課長</p>	<p>いよう努めている。通院については病院に協力事務費を支払っていることも含め、該当となる方には漏れなく制度をご案内させていただき体制を構築している。従って、現段階では漏れがあるというようなことはないと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一方で、通院の助成対象には難病の方が含まれている。本来、難病指定は県の所管であり、当然、交通費についても県が助成すべきと考えているが、県は重度の方のみ助成の対象としている。以前は軽度の方についても助成の対象であったが重度の方のみに変更となったため、市民の方が難病治療のために通院するための助成については、現在は佐渡市が実施している。しかしながらこの点について、私どもは県の責任において助成すべきであろうということで、現在県の担当課に助成の要望という形で挙げているところである。</li> <li>・国に色々な補助メニューがあると思うが活用可能なメニューはないのか。交付金等様々なものが活用できるような気がしている。いかがか。</li> <li>・現在、厚生労働省が所管する範疇では、こうした通院・通所に関わるメニューはない。ただし、交付金という考え方においては色々な組み合わせの仕方によって交付金事業、特に地方創生関連のものについては地方独自の色を出せるということで交付金化されているので、この部分とパッケージするようなメニューを考えられていないことが現状であるので、当然、今後も財源確保のために色々な補助事業や交付金を活用しながら進めていきたいと思っている。</li> </ul>
<p>南島アドバイザー 市橋課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恐らく、社会福祉課サイドからは見えなくても、交通政策課からは見えるものがたくさんあると思う。そこで、離島と病院関係とコミュニティバス等を組み合わせさせていただいて、補助金でなくとも助成金でも活用できるのではないかとと思う。それから、実験事業等ならスタートアップだけ補助を入れるなど、そこは交通政策課と協議いただきたい。</li> </ul>
<p>市橋課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほど会長からご指摘いただいたように、縦割りでは見えないことが多いので、横断的な政策を執りながら市民サービスの向上に努めるということは必要不可欠であり、そのあたりは心に留めながら業務に当たりたいと思う。</li> </ul>
<p>西川会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「花まる通信簿」には目標値等が記載してあるが、本来目標値等はないという理解でよいか。</li> </ul>
<p>市橋課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よい。</li> </ul>
<p>西川会長 市橋課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載しているのは目標値ではなく実績値であると理解している。</li> </ul>
<p>市橋課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が実施する事業であるので、一定の目標値は設定しなければならないという観点において「助成件数」という値が正しいかどうかについて、私どもは、どちらかと言えば目標値は「0」である。しかしながら、現実はそのようにはならないので、現在利用している方がより利用しやすく必要なサービスとなるよう今後は考えていく必要はあると思うが、外出支援の件数が増加することは担当課としては1つの目安であると考えている。ずっと在宅でいることなく、外出しながら様々なサービスを利用して社会参加することは必要であり、そこは1つの目標としてあり得ると思う。</li> </ul>
<p>西川会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むしろそちらの方が目的としては正しいと思う。個人的には、当事業の目標としては件数や金額は馴染まないのではないかとと思っている。</li> </ul>

南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の件について、対応できるか否かについては無視して理屈だけ申し上げる。</li> <li>・成果の話をする、例えば、手帳類を持っている方がベースとなるが、そのうち、住んでいる地域をプロットすれば、本来どのくらいのニーズがあるかが把握できると思う。それに対してサービス供給量が達しているのか否かについて話をすれば数値化は可能である。ただし、これは非常に大変な話であり、交通政策課であれば実施するかも知れないが、社会福祉課が実施することではないのかなと思う。難しいお話しであり限界がある。それは留保として置いておいてよいかと思う。</li> </ul>
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の数字であるが、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の中に平成29年度の障がい者の数字が出ており、これをすべて足し合わせると5,600人強になる。そうすると、全体で5,600人強のうち3,600人とか3,700人に助成を届けているというお話である。実際、障がい者の中には重複が含まれるため、実数としては把握が難しいところではあるが、把握しきれていない漏れがあるのではないかと想像されてしまう。実態に即して考えれば、「このうちの3,800人」という程度を目標とせざるを得ないのではないか。</li> </ul>
市橋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏れについては先ほど申し上げたとおり、利用者側が管理することと併せて施設・病院と協力することで防止しているのが現状である。先ほど説明した件数については延べの数字であるので、1人の方が毎月利用すれば12件となる。更生医療を利用している方も170名程度いるので、利用が週2回と3回では、そこでも数字は変わってくる。よって、「障がい者全体」と言っても、通所していない方については、身体障がい者手帳所持者に限って言えば、高齢者の割合が非常に多くなっており、手帳の所持状況に鑑みれば高齢者の死亡が増加するにつれて手帳所持者は減少している。また、高齢化率が上昇することによって、認知症が精神保健福祉手帳の該当となるので、そこが増加していることも現状である。</li> <li>・手帳所持者が当事業のサービスの対象者となるため、その方々が必要なサービスが何かということをつえながら施策していくことが私どもに必要な業務であると思う。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に論理的な説明をしていただいた。データの部分についてはしっかりと把握しているということである。</li> <li>・当委員会においても、様々な議論を交わす際にバックボーンとなるのは客観的なデータであり、それがあれば委員の皆様による知見等も活かした意見の提案等もできる。そのあたりについてはまた機会があればお示しいただければと思う。</li> </ul>
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度の数字については障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の中に明記しており、身体障がい者手帳所持者については3,135人と具体的な数字が記載してあるので、逆に手帳所持者の名簿は市が把握しているので、漏れの有無については把握できるのではないかと思います。</li> </ul>
市橋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業として制度構築している以上必要とする方がいれば利用していただきたいと思っている。今回いただいたご意見をもとに、漏れ者がいれば再度点検さ</li> </ul>

川島委員 市橋課長	<p>せていただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ちなみに、身体障がい者手帳所持者については令和2年4月時点で2,676人となっている。</li> <li>・年々減少しているのか。</li> <li>・そのとおりである。高齢の方が多いので、その死亡届に伴って手帳が返還されている。</li> </ul>
川島委員  市橋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1点確認したい。「花まる通信簿」の事業の方向性の欄には「縮小」、予算の方向性の欄には「減額」と記載されているが、今ほどの説明と整合しないのではないか。縮小してはいけないのではないのか。</li> <li>・「縮小」については、先ほども申し上げたとおり当事業については無くしてはいけないと思っている。ただし、事業を見直した上でカットできる部分はあるだろうという意味合いでの「縮小」である。バスで通所する方には当然バスの実費を支払うが、自動車通所する方にバス運賃換算を支給すると自動車燃料費以上に支給することになるかと思う。そういう考え方立ってしっかりとニーズに合った制度に見直すという意味での「縮小」である。</li> </ul>
南島アドバイザー  市橋課長 西川会長 市橋課長 本間委員 市橋課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の点はしっかりと補足していただかないと「予算を減額してよいのか」という話となる。</li> <li>・そういう意味ではない。</li> <li>・「花まる通信簿」の書きぶりについては、事務局と相談し改めていただきたい。</li> <li>・承知した。</li> <li>・徒歩の方にも助成しているのか。</li> <li>・現在は、徒歩の方にもバス運賃換算して支給しているので、自動車燃料費で賄える方はよいが、徒歩の方をどのような扱いとするのかについては非常に裁定が難しい。他の自治体を見ても徒歩の方に助成している例はない。本土の場合は徒歩で通える施設がないという実態があるのだと思うが、この取り扱いについては最も困難と考えている。</li> </ul>
南島アドバイザー 市橋課長 南島アドバイザー 猪股課長 南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐渡市の職員は、徒歩の場合交通費の補助はあるのか。</li> <li>・2km未満は補助はない。</li> <li>・おかしいのではないのか。</li> <li>・佐渡市は2km以上でない交通費の補助は支給されない。</li> <li>・もう1点。補助金額の上限と下限の設定がなされていないとのことであるが、補助金等交付基準においては設定することとされている。</li> </ul>
市橋課長  南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほども申し上げたとおり扶助的要素の強い事業であり、このことが通所を妨げる原因となりかねない可能性もあることから、当課としては、上限・下限については設定しないこととしたいと考えている。</li> <li>・先ほど委員から指摘があったとおり、まだ説明を十分に尽くしていない部分があるので、利用者の方々にお話をしながら、理解が得られた段階で一定の上限・下限を設けてもよいであろうという時期が到来した時点で設けたいと考えている。</li> <li>・とりあえず、当面はルールを破っている状態であるので、合理性の高い説明が</li> </ul>



<p>市橋課長 西川会長 南島アドバイザー 市橋課長</p>	<p>求められている訳である。バスとタクシーと徒歩の部分について早々に見直し、「合理的に実施している」との説明ができる状態にはしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承知した。</li> <li>・是非、頑張っていたきたい。</li> <li>・ちなみに、最も遠方から通っている方はどちらからなのか。</li> <li>・赤泊地区から新穂地区へ通っている方である。</li> <li>・同じ知的障がい者の施設でも、その方が通ってみて仲間や指導員と合わなかったり、障がいの特性によってどうしてもその施設に合わなかったりという理由で近くの施設へ通えないという方もいる。相談支援員が経済的な部分も含めて相談し、近所の施設に通う方もいるが、そうするとなかなか長続きしないということが発生するため、その方が最も安心して通えて日中が過ごせる場所を選択しながら進めている。</li> </ul>								
<p>小林委員 市橋課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に送迎バスのようなサービスはないのか。</li> <li>・通所施設で送迎があるとすれば、児童の施設で特別支援学校へ通う子どもが放課後を過ごす場所が畑野地区にあるが、施設運営事業者が支援学校へ迎えに行き、畑野の放課後等デイサービスまで送迎しているという実態はある。</li> <li>・ただし、それ以外の施設については、基本的には公共交通機関を利用して通所するというのも訓練の1つであるので、その妨げとならないようにしているところである。</li> </ul>								
<p>南島アドバイザー</p>	<p>&lt;集計結果の報告&gt;</p> <table border="1" data-bbox="466 1155 986 1352"> <tr> <td>現状通り</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事業内容の一部改善</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>事業全体の抜本的な見直し</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>廃止</td> <td>-</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しっかりとした説明をいただき、来年度に向けて見直されるとのことでもあったので、委員の皆様が書かれているコメントは基本的には「応援する」という内容である。</li> <li>・是非、これを契機として交通政策課との協議と利用可能な制度の活用と公平性の担保について頑張っていたきたいと思う。</li> </ul>	現状通り	1	事業内容の一部改善	5	事業全体の抜本的な見直し	1	廃止	-
現状通り	1								
事業内容の一部改善	5								
事業全体の抜本的な見直し	1								
廃止	-								
<p>吉川課長</p>	<p>【老人クラブ運営事業補助金（老人クラブ活動事業）（高齢福祉課）】</p> <p>&lt;事業説明&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日は、今ほど配布した資料をもとに説明させていただく。</li> <li>・まず、老人クラブとは戦後間もない頃、社会と経済の混乱の中に高齢者が自ら集い新たな役割を求めて誕生した自主組織であると言われている。現在では60歳以上の方を対象に、仲間づくりを通じて生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しみのある活動を行うとともに、知識や経験を活かして地域と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会と福祉の向上を目的として活動する団体とされている。</li> </ul>								

- ・活動内容の根拠については、昭和 38 年に施行された老人福祉法により、地方公共団体において事業の実施と支援に努めなければならないと規定されているものである。
- ・主な活動内容としては 2 項目あり、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする活動」に取り組んでいる。「生活を豊かにする楽しい活動」という項目の中では、健康づくり事業として趣味・文化・レクリエーション等の活動を実施しており、「地域を豊かにする活動」では、見守り・伝承・世代間交流等の活動を、それぞれの老人クラブが事業計画を立てては取り組んでいるところである。
- ・次に、佐渡市の老人クラブの状況についてであるが、平成 16 年度の市町村合併当初は 179 団体、会員数は 8,437 名、60 歳以上の人口に占める加入率については 29.8%あったものが年々減少しており、令和元年度実績では 74 団体、2,645 名、10.1%と大幅に減少している。参考までに、令和 2 年度現時点においては 59 団体、2,026 名、7.7%となっている。
- ・この減少の要因としては、新規加入の減少、高齢化による役員の担い手不足、補助金事務の面倒さ等が原因と聞いている。県内の多くの自治体でも同様の減少は起きており、県内全域の課題として取り上げられている。
- ・次に、老人クラブに対する補助金の財源についてであるが、まず、単位の老人クラブ、老人クラブ連合会に交付する補助金は予算の範囲内を基本としているが、会員が 30 名以上のクラブには国が 1/3、県が 1/3、市町村が 1/3 を負担する仕組みとなっている。逆に 29 名以下のクラブについては、国・県の補助はなく市町村の単独事業における実施となっている。
- ・補助金の交付額については、国・県の規定はなく、各市町村が独自に規定することとなっており、佐渡市の補助金交付額については県内 20 市の 50 人規模の老人クラブで比較した中では、県内平均の 4 万 9 千円に対してやや高めめの 5 万 7 千円となっている。
- ・続いて今後の取り組みについてであるが、介護認定者の推移を用いて説明すると、第 1 号被保険者（65 歳以上の人口）については減少傾向にある中、第 1 号要介護認定者については平成 37（令和 7）年度まで横ばいで推移するような状況が予測されている。これは言い換えると、介護保険料や社会保障費の個人負担が増加する傾向を示しているということになり、老人クラブを含めた高齢者全体への健康づくりや介護予防の推進が重要な課題となっている。
- ・今現在、全国の値で見ると就業者数の 1 割が医療・介護・福祉の社会保障制度の業務に従事している状況であるが、2040 年には全就業者数の 2 割が社会保障制度の業務に従事する必要があるという推計もあり、今後、老人クラブ活動として会員が働ける仕組み、活動できる仕組み、高齢者の社会参加と元気な高齢者が働きの担い手となれるような仕組みについて検討して行きたいと考えて事業を進めているところである。
- ・説明は以上である。

	<委員からの意見>
南島アドバイザー	・当事業については団体運営費補助ということで、性質上既得権化しているのではないかということと言われることが多いと思う。団体数も減少しているのではなおさらである。そのあたりを問われた場合どのように回答されるのか。
吉川課長	・その点については、老人福祉法の規定の中にも地方公共団体は老人クラブに対して支援する仕組みに努めることと規定されている事業であり、60歳以上の方であれば誰でも老人クラブを結成することもできるし参加することもできることから、この部分については、当課としては既得権とは考えていない。
南島アドバイザー	・バランスの問題かと思うが、老人クラブ数の減少を捉まえていくと、加入していない方からすると指摘しかねないかと思う。「何故あそこだけ税金をもらって」というお話になりかねないということである。重要なことは公平性であると思うが、公式見解として今の程度の説明しかされていないということか。
吉川課長	・今現在、それ以上の説明はしていない。
南島アドバイザー	・バランスの問題であるので、バランスが崩れた時にはもう一段高いレベルの説明が求められるということだけ申し上げておく。
西川会長	・今ほどの説明では、当事業は老人福祉法により実施が義務付けられているということか。
吉川課長	・「努めなければならない」という努力義務である。
南島アドバイザー	・「努めなければならない」ので、自治事務である。市が判断をして対応を執ればよいという類型である。
西川会長	・実施してもしなくても、どちらでもよいということか。
南島アドバイザー	・そのとおりである。
齋藤職務代理	・令和2年度現時点において59団体、2,026名とのことで、1団体換算で30数名ということとなるが、実際に29名以下の国・県から補助金がもらえない団体数については把握しているのか。
吉川課長	・クラブ数では27団体。会員数は589名である。
齋藤職務代理	・仮の話として、名前だけでも加入してもらい、国・県から補助金をもらうということは可能なのか。
吉川課長	・老人クラブはどうしても地区ごとに結成される傾向があり、補助金をもらえない団体は、これ以上どうしても会員が増えることのない外周部の団体が多い。
西川会長	・元気な高齢者を作るためには、どうしてもこの「老人クラブ」という制度が必要と考えているのか。高齢福祉課が所管する様々な老人福祉施策があり、他課で実施している施策もあるはずである。佐渡市の老人福祉に関わる施策のうち、当事業についてはどの程度のボリューム感を占めているのか。
吉川課長	・現在の59団体は相当しっかりと活動ができていて存続しているので、介護予防等においても、生きがいを持って生きるという点においても、引きこもらず表に出るという意味においても、相当貢献していると判断している。
西川会長	・高齢者の引きこもりを避けるために、例えば社会福祉協議会等様々な団体において色々な施策を展開していると思う。それらも含め、もう少し総合的な立ち

吉川課長	<p>位置において施策を展開するようなことを考えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、どうしても「老人クラブ」という名前で活動しなければならないのかという問題がある。県内の他の自治体を見ると老人クラブ連合会に加入しない新たな組織についても老人クラブと認めるような自治体もある。新しい老人クラブというものは、平均年齢 80 歳くらいの会員さんのところへ 60 歳の方が入っていくことが難しい現状で、60 歳くらいの仲間たちで新たなクラブを立ち上げたものである。そして、それについても老人クラブと同じ補助金を出すという仕組みができてきている自治体もある。</li> <li>・また、佐渡市内では、介護予防教室や社会福祉協議会の地域の茶の間等、似たような事業展開が数多くあるが、この点について、老人クラブには「見守り」といった仕組みもあるので、一時的に集まる事業とは別に、年間を通じて地域を見守っていくような取り組みという意味において、老人クラブは一線を画して考えているところである。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「見守り」というと、自治会で展開しているものや民間企業が展開しているものなど色々あると思う。老人クラブでないと「見守り」ができない訳ではない。</li> </ul>
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブの立ち位置としては、日頃から地域の関わり合いの深い中で、より深い見守りや声掛けによって一緒に行動することによって生きがい・健康づくりに繋げるという観点がある。また、その他の民間事業等の「見守り」は、あくまでご本人の同意のもとに外から監視するような感覚もあるので、そこは切り離して考えている。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そうすると、老人クラブの活動はよい意味で「おせっかいを皆でやろう」と。そして、一般的には目の届きにくい部分にまで目が届くようにするものであるという理解でよいか。</li> </ul>
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よい。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業については補助金等交付基準で示すような 3 年毎に見直すことはしないのか。</li> </ul>
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付要綱については、他の補助金と同様見直しを実施するが、ここ数年間は同じ事業展開として進めてきているところである。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状通りということか。</li> </ul>
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・このまま事業展開し、もう少し新たな取り組みを付け加えながらよりよい事業にしたいと考えている。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場合、付加価値を加えるということであれば、他の類似事業との切り分けまたは連携ということも考えられる。また、クラブ数・会員数が増えないという部分に課題があるように見えるが、クラブそのものの魅力の有無も含めてご検討いただきたいと思う。</li> </ul>
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に団体数を増加させることである。これまでの減少の原因を聞くと、高齢化による役員の担い手不足、補助金事務の面倒さ等とのことであるが、地域おこし協力隊員のような人材に事務をサポートさせる等、佐渡市側で手助けの策を考えていただくと復活するというような可能性は検討できないか。</li> </ul>
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減少し始めてから、社会福祉協議会の地域窓口において老人クラブ事務局のサ</li> </ul>

西川会長	<p>ポートを強化していただき、事務作業の手伝いもさせてもらっている。しかしながら、事務作業を社会福祉協議会へお繋ぎする前の事務作業に苦慮している現状である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今ほどの委員からのご意見を参考にしながら、復活できるものがあるのかどうかについても確認をしながら、もうひと手間加えた何らかの策については検討してみたいと思う。</li> <li>・例えば、老人クラブと公民館、自治会、子ども会等との融合も考えられるのではないかと思うが、そういう部分が少し苦手なのかなという思いである。そのあたりをもう少し進めることができれば、例えば、地域の茶の間であっても老人クラブが運営してもよいのである。</li> </ul>
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その点については、会長のおっしゃるとおり、地域の茶の間を老人クラブが運営したり、子ども会の活動を一緒になって進めてもらったり、老人クラブの方が活動できる場として機能的に循環させることができると、事業ももう少し活性化できるのかなと考えている。</li> <li>・今ほどのご意見をもとに連合会の方とも取り組みについて話し合ってみたいと思う。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せっかく補助金を支払うので無駄にしないために、最たる目的は老人の生きがいのための取り組みである。大切なことであるので、頑張ってお検討いただきたい。</li> </ul>
吉川課長 川島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承知した。</li> <li>・その検討材料の中には、ぜひ、防災計画を作るといようなことも含めていただきたい。特に色々な災害時に老人になればなるほど、「どうやって避難するのか」という色々な問題が生じてくる。そういう意味では老人クラブに主体性を持って考えていただくことは役割の1つであると考えている。</li> </ul>
吉川課長 本間委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように話し合いたいと思う。</li> <li>・老人クラブが活動する上で実績の報告があるかと思うが、「見守り」の他にどのような活動をされているのか。</li> </ul>
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐渡市の保健師を招いての老人クラブ自らの独自の健康教室やスポーツ大会を実施しているし、クラブによっては料理講習会を実施しているところもある。また、ボランティア活動として最も多いのは地域の清掃作業である。さらに、友愛訪問ということで1人暮らしの高齢者の訪問活動というような取り組みも大部分のクラブが実施している。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容の多くが地域の色々な組織と重複している。補助金の問題であるので、「この活動こそ、老人クラブでなければ」といようなキラリと光る活動が無いと厳しいのかなという気がしている。その課題の解決について、高齢福祉課のみでは範囲が広すぎるかもしれないが検討いただきたい。</li> </ul>
吉川課長 南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討する。</li> <li>・老人福祉法を見ると、努力義務ではあるが施策の根幹は老人の心身の健康の保持である。健康であるためには何が足りないのかということ、先ほど説明があったが「平均年齢 80 歳くらいの会員さんのところへ 60 歳の方が入っていくこ</li> </ul>

	<p>とが難しい」とのことで、一方、他の自治体ではその部分について解放している取り組みもあり、連合会に加入していなくても補助を出す制度があるとのことである。佐渡市としては同様の取り組みについては検討しないのか。要するに健康であればよい訳であるので、自主的な活動があちらこちらで花開けばよく、それでもって活性化すればよいのである。その点のみに着目すれば、他の自治体のように解放した取り組みとすることは考えられるのかなと思う。検討しているのかいないのか。いかがか。</p>
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな老人クラブというものはここ2年ほどで2事例ある。1つは1度解散したクラブを、会員のうち60歳以上の若手のみで再開した事例であり、もう1つは新たにクラブを立ち上げたという事例である。そこについては、今は老人クラブ連合会という組織に加入しないと佐渡市の補助金は出せないという規定であるので、現在はその適用である。しかし、最近の県内他の自治体の動向をみると、敢えて連合会に加入しなくても60歳以上で組織した会については同様の補助金を出すという仕組みが始まっており、そういった取り組みを参考にしながら今現在は検討している段階である。</li> </ul>
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外の動向はどのようになっているのか。県内に置いてそのような取り組みがあるということは、例えば関東圏ではもっと踏み込んだ取り組みもあるのではないのか。</li> </ul>
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そこまでは調査していない段階である。</li> </ul>
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的・有名な取り組みはあるかと思う。すべてを調べることは大変なので、厚生労働省が好事例として挙げている取り組み等について照会するだけでも全然違ってくると思う。</li> <li>・もう少し、可能性を広げてもよいのではないか。施策の目的が自治事務であり佐渡市が決めればよいことで、かつ「老人の心身の健康の保持が担保できればよい」というために実施する事業であるので、それ以外のものは時代・状況に合わせ、手段的な制約については出来るだけ外す方向がよいのかなと思うところである。それは、「花まる通信簿」の事務事業の目標（成果）指標欄に、老人クラブの加入率について、令和元年度の目標が25%に対して実績が10%と記載されており、かなりの乖離がある。</li> </ul>
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この点については、「減らさない」「上げたい」ということで目標を設定したが、非常に的外れな目標設定であったと言わざるを得ない。</li> </ul>
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおりかと思う。それよりも気になるのが「団体数の維持」という目標（成果）指標である。「減らしたくない」という意思が鮮明に伺われるが、減少は仕方がない。先ほどの川島委員の意見にもあったが、様々な理由によりクラブが減少することは仕方がない。そうすると、如何にして新たな団体に立ち上がってもらえるのかということを考える必要があると思う。説明をお聞きしていて気になった部分である。</li> </ul>
西川会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もう1点気になるのが、「活動数」という目標（成果）指標である。これについては、指標の算式を「毎月1回×団体数」としているが、先ほどの課長の説明では「現在の59団体は相当しっかりと活動ができている団体として存続し</li> </ul>

吉川課長	<p>ている」とのことであった。しかしながら、補助金の性質に鑑みると単に開催回数を指標とするのは疑問であり、老人の健康の維持・促進のための施策であるという部分をしっかりと打ち出していただかないと、事業の成果が説明できないのではないか。</p>						
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標についても見直したいと思う。</li> <li>・少し別の角度から質問する。介護予防の関係で施設へ来る方は60歳以上の人口のうちのどの程度の割合か把握しているか。</li> </ul>						
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防についてはかなり広い間口で実施しているので、割合としては把握していない。</li> </ul>						
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域の3~4割程度」が相場なのかなと思うが、そのような把握はしていないのか。</li> </ul>						
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日は数値を持ち合わせていない。</li> </ul>						
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何を言っているのかというと、介護予防において健康づくりを実施しているので、「わざわざ老人クラブに加入しなくても健康づくりの担保はなされている」との観点から言うと、全体の捕捉率が上がっているのであれば、老人クラブという事業単体では衰退して見えるが、健康という全体政策に関しては接近していると言えると思うのではないか。</li> </ul>						
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当課において地域で実施している介護予防教室については年に1回程度である。市域が広範囲のため多くても2回程度である。毎月や定期的を実施するのであれば自主クラブ等で運営してもらわなければ、当課が実施している介護予防教室だけでは賄いきれていない現状である。</li> </ul>						
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それは佐渡市の地域特性ということか。</li> </ul>						
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおりである。</li> </ul>						
南島アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほど「もう一段高い説明」というお話をしたが、施策を取り巻く環境や他の施策との関係が他の離島とは異なるということも1つの説明要因にもなるかと思う。</li> </ul>						
川島委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中に「生活支援コーディネーター」という言葉が出てくるが、これはどのような意味なのか。どのような人がどのようなことをするのか。</li> </ul>						
吉川課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターは、地域おこし協力隊と似ているが、包括支援センターの圏域（東地域、西地域、中央地域、南地域）毎に1名ずつ配置し、地域の困りごとや課題等の声を吸い上げ、それを事業化に繋げようとする仕組みを担う職員で、社会福祉協議会が西地域と南地域を担い、新潟の会社であるささえあい生協が東地域と中央地域を担い、地域の課題解決に向けた聞き取り調査等を行っている。</li> </ul>						
<p>&lt;集計結果の報告&gt;</p>							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="467 1921 890 1973">現状通り</td> <td data-bbox="890 1921 986 1973">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1973 890 2024">事業内容の一部改善</td> <td data-bbox="890 1973 986 2024">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 2024 890 2065">事業全体の抜本的な見直し</td> <td data-bbox="890 2024 986 2065">1</td> </tr> </table>		現状通り	1	事業内容の一部改善	4	事業全体の抜本的な見直し	1
現状通り	1						
事業内容の一部改善	4						
事業全体の抜本的な見直し	1						

	<div data-bbox="466 152 890 203" data-label="Text"> <p>廃止</p> </div> <div data-bbox="890 152 986 203" data-label="Text"> <p>1</p> </div>
<div data-bbox="164 208 392 237" data-label="Text"> <p>南島アドバイザー</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コメントの内容について、複数の委員が記載していることは、老人クラブの継続に向け、60歳以上の若手の方の活性化に向けて頑張っていただけないかということである。そして、公平性の観点について担保をいただきたいといコメントもいくつかあった。その他、色々な思いを書かれている委員もいるが、これは委員の皆さんの期待の現れと思う。</li> <li>・「廃止」の評価については気になるところかと思うが、この内容は色々なコミュニティが存在する中で役割分担をしていただきたいというものである。先ほどの介護予防のお話もそうであるが、老人クラブだけが全ての機能を果たそうとしている訳ではないので、システム間の役割分担をしっかりと考えていただきたいという指摘である。「廃止」という評価ではあるが、内容は「合理的に考えていただきたい」という意見と受け止めていただきたい。</li> </ul>
<div data-bbox="164 880 252 909" data-label="Text"> <p>椎係長</p> </div>	<p>5 議事2) その他(次回、委員会開催日について)</p> <p>(協議の結果、次回委員会は11月20日に開催することで決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回委員会は何をするのかというと、答申書を市長へ手交するというところで、本日皆様に議論いただいた内容を収斂していくという作業となる。</li> <li>・本日から1週間後の10月30日までに事務局において本日の議事概要と答申書(案)を作成し皆様に送りするので、委員各々が内容を確認していただき1週間後なりを目途に修正案を返信いただく。その内容をベースに、事務局と会長において協議し再度(案)を作成するので、その先の調整について11月20日に行いたいと思う。</li> </ul> <p>(一同の了承を得る)</p>
<div data-bbox="164 1261 336 1290" data-label="Text"> <p>齋藤職務代理</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付と場所については決定した。時間と場所については、追って事務局より通知いただくこととする。</li> </ul>
<div data-bbox="164 1357 252 1386" data-label="Text"> <p>椎係長</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日同様、9時30分開始で15時頃に終えるイメージである。午前中で答申書の内容を決定し、午後に市長答申。それ以降は来年度以降の新たな総合計画における行政改革の位置づけや内容等について議論したいと考えている。</li> </ul>
<div data-bbox="164 1503 336 1532" data-label="Text"> <p>齋藤職務代理</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今ほど事務局より説明があった。質問を含めてその他諸々あれば挙手をお願いしたい。無ければこれで閉会する。</li> </ul>
	<p>6 閉会</p> <p>(閉会の挨拶)</p>